

# ひとり親家庭 サポートパンフレット



木更津市マスコットキャラクター きさポン

木更津市子育て支援課 こども家庭相談係

令和5年8月

## ～はじめに～

### \*ひとり親サポートパンフレットについて\*

本パンフレットは、ひとり親家庭の皆様にお役立ていただけるよう生活や子育て、就労等に関する様々な支援サービスや相談窓口を紹介しているものです。

本パンフレットをご活用頂き、わからないことや心配なことがあれば、ひとりで抱え込まずご相談ください。



### \*ひとり親家庭とは\*

次のいずれかに該当する方が、20歳未満の子どもを扶養している家庭

- ・配偶者と離婚した方
- ・配偶者が死亡した方
- ・配偶者の生死が不明な方
- ・配偶者が心身の障害により働けない方
- ・配偶者が外国にいるか、拘禁されているため、その扶養が受けられない方
- ・配偶者から遺棄されている方
- ・婚姻によらないで母・父となった方

### \*寡婦とは\*

かつて母子家庭の母であった方で、子どもが成人したのち、なお配偶者のない状態である方

### \*婚姻歴のないひとり親家庭の方へ\*

(寡婦(寡夫)控除のみなし適用のご案内)

婚姻歴のないひとり親の方は、税法上の寡婦(寡夫)控除の対象になりません。

しかし、児童手当、医療費助成制度、保育料などの所得審査において、婚姻歴のないひとり親の方でも、寡婦(寡夫)控除があるものとみなす場合があります。

各窓口で、申請の際にご相談ください。

# 目次

## 1 経済的な支援や制度

- (1) 各種手当について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1～2
- (2) 医療費の助成について・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (3) 貸付について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4～5
- (4) その他の経済的支援・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (5) 減免制度や優遇措置・・・・・・・・・・・・・・・・ 6～7

## 2 子育て支援

- (1) 保育園・一時預かりについて・・・・・・・・・・・・ 8～10
- (2) 教育における支援について・・・・・・・・・・・・ 11
- (3) 子どもの居場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

## 3 障がいのある子への支援・・・・・・・・・・・・ 13

## 4 就労に向けての支援・・・・・・・・・・・・ 14

## 5 住まいの支援・・・・・・・・・・・・ 15

## 6 相談窓口

- (1) ひとり親家庭の相談・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- (2) 婦人相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- (3) 子育てに関する相談・・・・・・・・・・・・ 17～18
- (4) 健康に関する相談・・・・・・・・・・・・ 19
- (5) 消費生活に関する相談・・・・・・・・・・・・ 19
- (6) 生活・経済困窮に関する相談・・・・・・・・・・・・ 20
- (7) 就労に関する相談・・・・・・・・・・・・ 21
- (8) 養育費・面会交流に関する相談・・・・・・・・・・・・ 22
- (9) 人権相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- (10) 法律相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

収入要件などの条件がある場合がありますので、

このパンフレットを参考に詳しくは問い合わせ窓口にお尋ねください。



# 1. 経済的な支援や制度

## (1) 各種手当について

### 児童手当

15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童（中学校終了まで）を養育している父母等に対し手当を支給します。児童手当は申請月の翌月分から支給されます（ただし、出産や転入の場合は、その事由の発生日から15日以内に申請すれば翌月から支給されます）。

#### <離婚等により受給者の変更を行う場合>

原則、前受給者からの消滅届が必要になります。ただし事情により前受給者からの消滅届が提出できない場合、同居優先の申立により児童手当を新規に申請することもできます。

※同居者優先の申立により申請を行う場合、離婚している方は、戸籍謄本や離婚届の受理証明書の添付が必要です。協議離婚中の方は、裁判所からの事件係属証明書や調停期日呼び出し状など、その事実が確認できる書類の添付が必要です。

#### <DV等により避難されている方へ>

※離婚の協議等がなされている場合、上記同居者優先の申立により申請することが可能です。DV等により避難された方で、木更津市に住所が無い方でも本市により児童手当を受給することが可能な場合もありますので、ご相談ください。

#### <手当額>（令和5年8月現在）

子どもの年齢	第1子・第2子	第3子	年齢にかかわらず所得制限額以上の場合	年齢にかかわらず所得上限額以上の場合
3歳未満	15,000円		一律5,000円	支給なし
3歳から小学生	10,000円	15,000円		
中学生	10,000円			

所得制限額・上限額等については、別紙パンフレット児童手当制度のご案内をご覧ください。

<お問い合わせ先> 木更津市役所子育て支援課 こども政策係 TEL：0438-23-7243

## 児童扶養手当

父母の離婚等により父又は母と生計を同じくしていない児童(18歳到達後最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で基準以上の障害の状態にある者)を養育する方に支給されます。

【手当額】(令和5年4月時点)

■全部支給：月額44,140円

■一部支給：月額44,130円～10,410円

■児童が2人以上いる場合の加算額

2人目：10,420円～5,210円

3人以降1人につき 6,250円～3,130円

※物価スライドにより手当額は改定されることがあります。

※所得に応じて10円単位で設定。受給者本人又は配偶者及び扶養義務者の所得が、限度額以上の場合は、支給額の全部又は一部が停止となります。

<お問い合わせ先> 木更津市役所子育て支援課 こども政策係 TEL:0438-23-7243

## JR 特定者用定期乗車券割引制度

児童扶養手当の支給を受けている世帯に属する方が、JRの通勤定期乗車券を購入する場合、その料金が3割引になります。割引制度を受けるには子育て支援課で申請が必要です。

<お問い合わせ先> 木更津市役所子育て支援課 こども政策係 TEL:0438-23-7243

## 遺児手当

父または母が死亡、もしくは父または母が一定以上の障害の状態にある義務教育終了前または高等学校等に在学している遺児を監護する父又は母等に支給します。

【手当額(月額)】(令和5年6月時点)

■乳幼児 5,000円 ■中学生 7,000円

■小学生 6,000円 ■高校生 8,000円

<お問い合わせ先> 木更津市役所子育て支援課 こども政策係 TEL:0438-23-7243

## (2) 医療費の助成について

### ひとり親家庭等医療費等助成制度

母子家庭の母、父子家庭の父とその児童などを対象に、保険診療の範囲内で医療費の一部を助成します。

【自己負担額】

■入院1日：300円 通院1回：300円

■調剤：無料

※市民税が非課税または均等割のみ課税の世帯は、入院・通院ともに無料です。

<お問い合わせ先> 木更津市役所子育て支援課 こども政策係 TEL：0438-23-7243

### 子ども医療費助成制度

中学3年生まで（15歳到達後の最初の3月31日まで）の子どもを対象に病院等で診療や調剤を受ける際、保険診療の範囲内で医療費を助成します。

【自己負担額】

■入院1日：200円 通院1回：200円

（同一医療機関同月入院11日、通院6回以降は自己負担金無料）

■調剤：無料

※市民税が非課税または均等割のみ課税の世帯は、入院・通院ともに無料です。

※10月診療分より子ども医療費助成対象が高校3年生相当まで（18歳到達後の最初の3月31日まで）となります。また、未就学児は課税・非課税世帯を問わず全員無料となります。

<お問い合わせ先> 木更津市役所子育て支援課 こども政策係 TEL：0438-23-7243

### 未熟児養育医療の給付

身体の発育が未熟なまま出生した乳児で、医師が指定養育医療機関において入院療養が必要と認めたものに対して、養育医療の給付を行います。

※世帯の納める所得税額によって自己負担金が決定します。

（自己負担金については、木更津市子ども医療費の対象となります。）

<お問い合わせ先> 木更津市役所子育て支援課 こども政策係 TEL：0438-23-7243

### (3) 貸付について

#### 母子・父子・寡婦福祉資金貸付

母子家庭・父子家庭・寡婦の経済的自立を応援するとともに、あわせてその扶養している児童の福祉の向上を図るために各種資金の貸付を行っています。

##### ◆対象者

- ・ 20歳未満の児童を扶養している死別・離婚等により配偶者のない者
- ・ 母子家庭の子または父子家庭の子
- ・ 20歳未満の父母のいない児童
- ・ 過去に母子家庭として20歳未満の児童を扶養したことがある配偶者のない女子(寡婦)
- ・ 寡婦の子
- ・ 40歳以上の配偶者のない女子であって、現在は児童を扶養していない者

##### ◆申込方法

木更津市役所子育て支援課で受付を行い、君津健康福祉センターで調査・審査をして貸し付けを決定します。

##### ◆資金の種類

修学資金・就学支度資金・就業資金・生活資金・技能習得資金・就職支度資金等

<お問い合わせ先> 木更津市役所子育て支援課 こども家庭相談係 TEL:0438-23-7249

申請から決定までには期間を要します。

お早めにご相談ください。



## 生活福祉資金貸付

他からの融資を受けられない所得の比較的少ない世帯（低所得世帯）・障害者世帯・高齢者世帯に対して、世帯の自立と生活の安定を図ることに役立てていただくための貸付制度です。資金の用途に応じ「総合支援資金」「福祉資金」「教育支援資金」「不動産担保型生活資金」の4種類の資金があります。この制度の特徴は、資金の貸付と民生委員・社会福祉協議会の生活支援が一体となって、借受世帯の自立と安定に向けて支援を行います。貸付条件は資金種類によって異なります。（実施主体：千葉県社会福祉協議会）

<お問い合わせ先> 木更津市社会福祉協議会 TEL:0438-25-2089

## 臨時特例つなぎ資金

離職者を支援するための公的給付又は公的制貸付制度を申請している住居のない離職者に対し、給付又は貸付金を受けるまでの間、生活費の貸し付けることにより、その自立を支援することを目的とする資金です。なお、目的達成に向け、生活困窮者自立支援法に基づく各事業と連携し、効果的・効率的な支援を実施することにより、生活困窮者の自立促進を図ることとします。（実施主体：千葉県社会福祉協議会）

<お問い合わせ先> 木更津市社会福祉協議会 TEL:0438-25-2089

## （４）その他の経済的支援

### 生活保護制度

#### 【生活保護とは】

一生の間には、病気やけがで働けなくなったり、高齢のため収入が少なくなったりなど、さまざまな事情から生活費や医療費に困ることがあります。

生活保護は、年金や給与などの収入が世帯ごとに決められる「最低生活費」を下回る方（世帯）で自分の資産や能力、様々な制度を活用しても生活を維持することができない方（世帯）に対して、国が「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する制度です。

#### 【生活保護の手続き】

生活保護が受けられるかどうか、受けられるとしたらどの程度なのかは、それぞれの世帯の状況によって異なりますので、ご相談ください。

生活保護を申請できる方は、ご本人もしくは扶養義務者または同居の親族です。申請から調査をして決定まで2週間から1ヶ月程度かかりますのでお早めにご相談ください。

<お問い合わせ先> 木更津市役所生活支援課 TEL:0438-23-6794・0438-23-6795



## (5) 減免制度や優遇措置

### 国民健康保険税の減免

特別な事情により保険税の納付が困難なときは、申請により保険税の減額が認められることがあります。次のような場合は、保険年金課にご相談ください。

- ・火災、風水害、震災などの災害により財産に大きな損害を受けた世帯
- ・盗難、横領などにより財産に大きな損害を受けた世帯
- ・失業、廃業又は事業不振により収入が著しく減少し、かつ、疾病・負傷などにより長期にわたって就労が困難である世帯
- ・長期にわたる疾病・傷病をしたことに伴い医療費が著しく増加した世帯
- ・収入が生活保護基準以下であり、かつ、疾病・傷病などにより長期にわたって就労が困難である世帯

<お問い合わせ先> 木更津市役所保険年金課 国保賦課係 TEL:0438-23-7046

### 非自発的失業者の国民健康保険税軽減制度

雇用保険に加入されていて、離職時が満65歳未満であった方は、離職の翌日から翌年度末まで国保税が軽減されます。※軽減を受けるには、申告書の提出が必要です。(雇用保険受給資格者証又は雇用保険受給資格通知をお持ちください。)

対象：特定受給資格者・特定理由離職者として、雇用保険受給資格者証又は雇用保険受給資格通知をお持ちの方。

<お問い合わせ先> 木更津市役所保険年金課 国保賦課係 TEL:0438-23-7046

### 健(検)診費用の免除

下記の方については、各種健(検)診の自己負担金が無料となります。

(1) 市民税非課税世帯に属する人

健(検)診希望日より前に健康推進課へ申請が必要です(持ち物：印鑑)。

(2) 生活保護世帯に属する人

社会福祉課で保護受給証明書を発行してもらい(発行には印鑑が必要です)、健(検)診当日ご持参ください。

※各種健(検)の詳細は広報・HP・電話等にてご確認ください。

<お問い合わせ先> 木更津市役所健康推進課 TEL:0438-23-8376

## 扶養控除・ひとり親控除・寡婦控除

下記の条件に該当する場合、年末調整や確定申告、市県民税申告をすることにより税金の控除が受けられます。

### ◆扶養控除

合計所得が 48 万円以下の生計を一にしている親族がいる場合、扶養控除が受けられます。

扶養控除		所得税 控除額	住民税 控除額
扶養控除	一般（下記以外の生年月日）	38 万円	33 万円
	特定(H13.1.2～H17.1.1)	63 万円	45 万円
	老人(～S29.1.1)	一般	48 万円
同居老親等		58 万円	45 万円
控除対象外	年少 (H20.1.2～R5.12.31)	0 円	0 円

※年少扶養は、控除自体はありませんが扶養の人数として含みます。

※同居老親等は扶養者または配偶者の直系尊属（父母、祖父祖母等）で、同居している方が対象です。施設等で生活している方は対象外となります。

※他の方に扶養に取られている等、重複して扶養に取ることはできません。

※事業専従者の方を扶養に取ることはできません。

### ◆ひとり親控除

以下の条件に当てはまる場合婚姻歴の有無や性別に関わらずひとり親の控除が受けられます。

- ・ 12月31日時点で婚姻していない
- ・ 合計所得が 48 万円以下の生計を一にしている子がいる
- ・ 本人の所得が 500 万円以下（給与のみの場合：年収約 677 万円以下）
- ・ 住民票で夫（未届）や妻（未届）等の事実婚である対象者がいない

ひとり親控除	所得税控除額	住民税控除額
上記条件に当てはまる場合	35 万円	30 万円

### ◆寡婦控除

過去に婚姻歴がある女性の方で、その年の 12 月 31 日時点で婚姻しておらず、下記の条件に当てはまる場合、寡婦控除が受けられます。

控除	扶養等	理由	所得制限 (合計所得)	所得税 控除額	住民税控除額
寡婦	なし	死別・生死不明	500 万円 以下	27 万円	26 万円
	子以外の扶養親族	死別・生死不明・ 離婚			

※子以外の扶養親族は合計所得が 48 万円以下であることが条件です。

※ひとり親控除と寡婦控除は重複して適用することはできません

＜お問い合わせ先＞ 木更津市役所市民税課 TEL:0438-23-8571、0438-23-8574

## 2 子育て支援

### (1) 保育園・一時預かりについて

#### 保育園・認定こども園の入園

就学前児童の教育・保育の希望については、保育所・認定こども園等の利用が可能です。途中月入園申し込みについては、前月15日(土日・祝日の場合は、15日以前の直近の平日)を締切日として毎月受付をしています。ひとり親世帯等(単独母子等)については、所得に応じ保育料が減免となる場合があります。

<お問い合わせ先> 木更津市役所こども保育課 TEL: 0438-23-7245

#### 幼児教育・保育の無償化

##### ■幼稚園、認定こども園、認可保育所等

3歳児クラスから5歳児クラスの全ての子ども利用料が無償化

- ・私立幼稚園については、月額25,700円を上限に無償となります。
- ・無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校就学前までの3年間です。幼稚園、認定こども園の教育部分については、満3歳から無償化の対象となります。

0歳児クラスから2歳児クラスは、市民税非課税世帯の子ども利用料が無償化

##### ■幼稚園の預かり保育(認定こども園の1号認定こどもを含む)

保育の必要性の認定のある、3歳児クラスから5歳児クラスまでの子ども利用料が、月額11,300円まで無償化

- ・利用日数に応じて1日あたり450円、月額11,300円のいずれか低い額を上限に無償化
- ・満3歳(3歳になった日から次の3月31日まで)の市民税非課税世帯は、利用日数に応じて1日あたり450円、月額16,300円のいずれか低い額を上限に無償化

##### ■認可外保育施設等(※1)

保育の必要性があり、かつ保育所等(※2)を利用していない3歳児クラスから5歳児クラスの子どもは月額37,000円を上限に、0歳児クラスから2歳児クラスの市民税非課税世帯の子どもは、月額42,000円を上限に利用料が無償化

- ※1 届出済認可外保施設(ベビーシッターを含む)、一時保育、休日一時保育、病児保育、ファミリーサポートセンター
- ※2 認可保育所等、一定基準(平日8時間かつ年間200日)以上の預かり保育を実施している幼稚園もしくは認定こども園、企業主導型保育事業

無償化の認定を希望する場合は、申請書類の提出が必要です。利用施設またはこども保育課へお問い合わせください。

<お問い合わせ先> 木更津市役所こども保育課 TEL: 0438-23-7245



## 一時保育

仕事・通院・出産・冠婚葬祭等、一時的に児童を家庭で保育できない場合に、預かりを行います。リフレッシュタイムの利用も可能です。1時間あたり300円～600円です。

＜お問い合わせ先＞ 木更津市役所こども保育課 TEL：0438-23-7245

## ファミリーサポートセンター ※利用料の一部助成あり

子育てのサポートをして欲しい人（依頼会員）に、子育てのサポートが出来る人（提供会員）を紹介します。サポート内容は、保育施設や習い事の送迎、保護者が仕事やリフレッシュしたいときの子どもの預かりなどです。ひとり親等の方がご利用の場合、利用料の一部助成があります。助成を受けるには事前に登録手続きが必要です。詳細は、下の2次元コードでご確認下さい。

■対象：生後6か月～小学6年生までのお子さん ※事前に会員登録が必要です。

■金額：1時間 350円

※利用料助成の登録をした場合の金額です。登録をしていない場合、1時間700円となります。同世帯から複数の子どもの預かる場合は、2人目以降の分は半額となります。

＜お問い合わせ先＞木更津市ファミリーサポートセンター  
木更津市潮見2丁目9番地（木更津市民総合福祉会館内）  
TEL：0438-22-3833



## 産前産後・家事育児サポート（らぶファミ応援隊）

子育て家庭の負担が軽くなることを目的とした子育て支援事業です。サポート内容は、食事の支度及び片付け等の家事支援、対象家庭の児童の世話等の育児支援があります。利用するには事前に登録手続きが必要です。詳細は、下の2次元コードでご確認下さい。

■対象：木更津市居住し、保育サービスを利用していない、  
2歳未満の児童を養育している家庭または妊婦。

■金額：一般世帯 500円/時間

非課税世帯 250円/時間

生活保護世帯 0円/時間 ※1日1回2時間以上

多胎児家庭 250円/時間 （合計利用上限年間40時間まで）



＜お問い合わせ先＞木更津市役所子育て支援課こども家庭相談係 TEL：0438-23-7249

## 子育て短期支援事業

### ■ショートステイ

保護者の病気や出産等で家庭での養育が一時的に困難となった場合に、児童福祉施設でお預かりします。

期間：1週間以内（1泊2日～6泊7日）

### ■トワイライトステイ

保護者の仕事や通院等で帰宅が遅くなる場合等に、一時的に児童福祉施設等でお預かりします。

期間：平日の夜間（17:00～22:00）、日曜・祝日（8:30～17:00）

【対象（ショートステイ及びトワイライトステイ）】

木更津市に住民登録のある1歳～小学校6年生の健康な児童



【実施施設】

児童養護施設「野の花の家」木更津市真里谷 1880-5

児童養護施設「びっき」袖ヶ浦市戸国飛地 398-1 ※送迎は各自対応をお願いします。

＜お問い合わせ先＞木更津市役所子育て支援課子ども家庭相談係 TEL：0438-23-7249

## 放課後児童クラブ

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童に対し、小学校の授業終了後に適切な遊びや生活の場を提供し、施設において児童の健全な育成を行います。

＜お問い合わせ先＞ 木更津市役所子ども保育課 TEL：0438-23-7245

## (2) 教育における支援について

### 就学援助制度（準要保護制度）

木更津市内の公立学校に通学している保護者の方で、就学において経済的理由でお困りの方に対して、学用品費、給食費などの経費の一部を助成します。

収入要件等がありますので、詳しくはお問い合わせください。



<お問い合わせ先> 木更津市役所学校教育課 学務保健係 TEL：0438-23-5259

### 奨学制度

経済的な理由で学校に通うことが困難な学生にお金を貸し出す制度です。  
収入要件等ありますので、詳しくはお問い合わせください。

高等学校に在住する人		月額 10,000 円以内	
高等専門学校に在住する人	1, 2, 3 年生	月額 10,000 円以内	
	4, 5 年	国公立	月額 40,000 円以内
		私立	月額 50,000 円以内
大学に在住する人	国公立	月額 40,000 円以内	
	私立	月額 50,000 円以内	

<お問い合わせ先> 木更津市役所教育総務課 管理係 TEL：0438-23-5243

### (3) 子どもの居場所

#### 中学生のための学習支援

大学生や地域のボランティアと一緒に勉強する場所です。  
途中で、簡単なゲームやレクリエーションをしながら過ごします。

■対象：原則市内在住の中学生(小学生も参加可)

■参加費：無料

■日時場所（令和5年8月時点）

事前申込が必要です

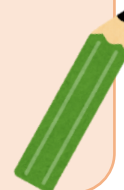


	地区	日時	会場
1	岩根地区	毎週水曜日 午後5時30分から午後7時30分 ※「岩根こどもサロン」が開催される週(月1回) は土曜日の午前10時から正午まで	岩根公民館または新御堂寺
2	三中地区	毎週火曜日 午後5時30分から午後7時30分	西清川公民館
3	一中地区	毎週木曜日 午後5時30分から午後7時30分	中央公民館
4	富来田地区	毎週金曜日 午後5時30分から午後7時30分	富来田公民館

<お申込・お問い合わせ先> 木更津市社会福祉協議会 地域福祉係

TEL：0438-25-2089

木更津市潮見2-9（木更津市民総合福祉会館内）



## 3 障がいのある子への支援

### 特別児童扶養手当

20歳未満の心身障がい児(身体障害者手帳1～3級程度、療育手帳<sup>Ⓐ</sup>～Bの1程度または同程度の精神障がいをもつ児童)を家庭で養育している方に支給します(施設入所者・年金受給者を除く)。※支給にあたり所得制限等があります。

### 障害児福祉手当

20歳未満で日常生活において常時介護を必要とする程度(身体障害者手帳1級程度、療育手帳<sup>Ⓐ</sup>程度または同程度の重度精神障がい児)の方に支給します。  
※所得制限等あり、施設入所者は除く。心身障害児福祉手当との併給は不可。

### 心身障害児福祉手当

20歳未満の心身障がい児(身体障害者手帳1～3級または療育手帳<sup>Ⓐ</sup>～Bの1)を養育している方に支給します。※所得制限なし。障害児福祉手当との併給は不可。

### 自立支援医療(育成医療)

18歳未満の身体に障がいのある児童が、指定自立支援医療機関で障がいを取り除いたり、軽くしたりする治療を受ける場合、医療費の一部を公費負担します。  
※対象となる障害は定められています。また世帯の課税により一部自己負担金があります。

### 障害福祉サービス・障害児通所支援

障害福祉サービスは介護の支援を受ける介護給付や就労等の支援を受ける訓練等給付があります。※サービス内容によって対象年齢が異なるため事前にご相談ください。

障害児通所支援は児童福祉施設へ通い療育支援を受けられます。  
※0歳～17歳まで対象。特例で18歳以降も利用できる場合があるため事前にご相談ください。

### 軽度・中等度難聴児補聴器助成

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の、言語・社会性の発達を支援するため、補聴器購入費の一部を助成します。※対象要件があります。事前にご相談ください。

<お問い合わせ先>

木更津市役所障がい福祉課

障がい給付係 TEL:0438-23-8513 (手当について)

障がい支援係 TEL:0438-23-8497 (医療制度・障害福祉サービスについて)



## 4 就労に向けての支援

### 自立支援教育訓練給付金

医療事務などの資格取得やパソコンの技能取得などの講座について、受講料の60パーセントの費用を助成します。希望講座への申し込みの前に、市への事前相談と申請手続きが必要です。

詳しくはホームページをご覧ください。



### 高等職業訓練促進給付金

看護師や保育士や社会福祉士など、生活の安定を図るための資格取得を目指して、養成機関で修業する方について、修業期間中の生活費を支援します。申請には市への事前相談が必要です。

詳しくはホームページをご覧ください。



### ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、資格取得を目指すひとり親家庭の親の方に、入学準備金及び就職準備金の貸付を行います。

■入学準備金：500,000円以内

■就職準備金：200,000円以内



<お問い合わせ先>

木更津市役所子育て支援課 こども家庭相談係

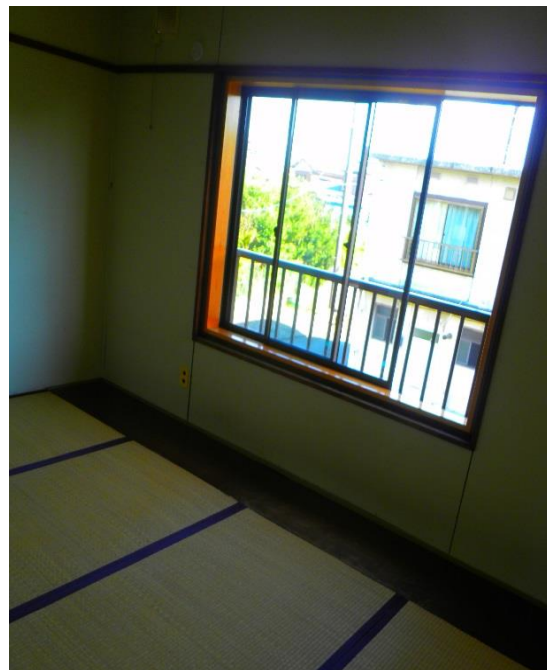
TEL：0438-23-7249

## 5 住まいの支援

### 市営住宅

年4回（5月、8月、11月、2月）それぞれの月の1日から15日まで募集します。  
入居には条件があります。募集しない月もありますので、詳しくはお問い合わせください。

＜お問い合わせ先＞ 木更津市役所住宅課 市営住宅係 TEL:0438-23-8598



### 県営住宅

特枠である母子及び父子世帯（申込本人に現に配偶者がなく20歳未満の子を扶養している者）に該当すれば抽選で優遇されます。

年4回（4月、7月、10月、1月）それぞれの月の1日から15日まで募集します。

入居には条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

＜お問い合わせ先＞ 千葉県住宅供給公社県営住宅管理部 募集課 TEL:043-222-9200

### 住居確保給付金

離職等で経済的に困窮し、住まいの喪失、喪失のおそれのある方へ一定期間家賃相当額を給付し、住まいの確保及び就労機会の確保に向けた支援をします。

収入要件、資産要件等ありますので、詳しくはお問い合わせください。

＜お問い合わせ先＞ 木更津市役所福祉相談課 TEL:0438-23-6716

## 6 相談窓口

### (1) ひとり親家庭の相談

#### ひとり親家庭の相談

母子・父子自立支援員兼婦人相談員が、ひとり親家庭の方の生活や福祉について、相談に応じます。

#### 【相談内容】

- 福祉制度についての紹介
- 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付
- 就業についての相談 等

<お問い合わせ先> 木更津市役所子育て支援課 こども家庭相談係 TEL:0438-23-7249

#### NPO 法人 しんぐるまざあず・ふぉーらむ

電話相談（離婚前可）やひとり親家庭同士の交流や情報提供をしています。

#### ■シングルマザーのための電話相談

毎週火曜日・木曜日 16:00～21:00（平日）※祝日はお休みです。

電話相談：050-3196-1114

<お問い合わせ先> NPO 法人 しんぐるまざあず・ふぉーらむ TEL:03-3263-1519

### (2) 婦人相談

#### 婦人相談

配偶者や恋人など、親密な関係にある人からの暴力や家庭不和の悩み、生活相談等について相談に応じます。※女性に限らず性別を問わず相談に応じています。

<お問い合わせ先> 木更津市役所子育て支援課 こども家庭相談係 TEL:0438-23-7249

### (3) 子育てに関する相談

#### 子育て世代包括支援センター（きさらづネウボラ）

専門の相談員が妊娠期から出産、子育てに関する相談に応じます。

##### 【相談内容】

- 妊娠、出産、子育てのサービスを知りたい
- 妊娠、出産で不安がある

##### 〈お問い合わせ先〉

木更津市役所健康推進課 母子保健係 TEL：0438-23-1300

#### 家庭児童相談

家庭相談員が、子育てや子どもに関わる家庭に関する悩みについて相談に応じます。

##### 【相談内容】

- 子どものしつけや養育についての相談
- 虐待相談
- 子どもの行動面の悩み 等その他子どもや家庭に関する相談

〈お問い合わせ先〉 木更津市役所子育て支援課 こども家庭相談係 TEL：0438-23-7249

#### こども発達支援課『きらっと』

就学前から就学後18歳までの子どもの発達に関わる相談窓口です。

相談には発達相談員、教員、保育士などの専門職が応じ、母子保健、児童福祉、障がい福祉、教育部局への円滑な接続・移行支援を行います。

	相談事業	対 象
1	窓口・電話相談	就学前から18歳まで
2	こども相談	就学前から小学生まで
3	幼児言語教室『ひまわり』	年長児（5歳児）
4	療育支援事業『ぺんぎん』	就学前から中学生まで

##### 〈お問い合わせ先〉

木更津市役所こども発達支援課『きらっと』 TEL：0438-23-7244

## 地域子育て支援センター

子育て中の親子が気軽に集うことや、児童の育成や心配なこと等を専門家に相談できます。

	子育て支援センター名	住所	電話番号
1	わかば子育て支援センター	木更津市大和 3-2-4	090-6005-5462
2	請西子育て支援センター	木更津市請西東 7-2-1	0438-30-7320
3	地域子育てセンター・ゆりかもめ寺町分館	木更津市中央 1-3-21	0438-25-6230
4	地域子育てセンター・ゆりかもめ東清分館	木更津市日の出 100-233	0438-98-3137
5	ふくた保育園子育て支援センター	木更津市下郡 1874-5	0438-53-5554
6	さとの保育園子育て支援センター	木更津市下烏田 893	0438-38-4827
7	うみまち保育園子育て支援センター	木更津市中島 1013-1	0438-97-7563

<お問い合わせ先> 木更津市役所こども保育課 TEL：0438-23-7245

## 木更津市まなび支援センター

\*来所相談は要予約

### 【青少年・子育て相談】

幼児から青少年までと保護者、ご家族などを対象に電話・来所・メール相談を行っています。児童・生徒自身・保護者・ご家族などなたでも相談できます。

#### ■こんな相談が寄せられています

- ・子育て・しつけ・家庭のこと
- ・不登校・友人関係・いじめ・学習 等



■電話相談：0438-25-5000 利用時間：9:00～16:30

■メール相談：[mailsoudan@kisarazu.ed.jp](mailto:mailsoudan@kisarazu.ed.jp) メール相談については、回答にお時間をいただく場合があります。こちらからの返信が届かない場合がありますので、お使いの機器の迷惑メール設定で「@kisarazu.ed.jp」からのメールが受信できる設定にしておいてください。

<お問い合わせ先> 木更津市まなび支援センター TEL：0438-22-4152

木更津市朝日 1-8-17

## (4) 健康に関する相談

### 健康推進課

**\*来庁相談は要予約**

専門職による健康相談を電話・来所・メールにて行っています。お気軽にご相談ください。

■こんな相談が寄せられています

- ・お子さんのからだに関すること（身長・体重、運動・精神発達など）
- ・食事（離乳食を含む）に関すること
- ・歯や口に関すること
- ・健診結果が気になる
- ・現在の生活習慣を見直したい 等

■メール相談：[kensui@city.kisarazu.lg.jp](mailto:kensui@city.kisarazu.lg.jp)

メール相談については、回答にお時間をいただく場合があります。こちらからの返信が届かない場合がありますので、お使いの機器の迷惑メール設定で「@kisarazu.lg.jp」からのメールが受信できる設定にしておいてください。

■電話相談：下記のお問い合わせ先まで、お気軽にご連絡ください。

<お問い合わせ先>木更津市役所健康推進課 母子に関すること TEL：0438-23-1300

大人に関すること TEL：0438-23-8376

栄養・歯科に関すること TEL：0438-23-8379

## (5) 消費生活に関する相談

### 消費生活センター

**\*要予約**

商品・サービスや契約に関する苦情やトラブル、多重債務等について、専門の資格を持った消費生活相談員がお話を聞いたうえで、問題解決のための助言やあっせんを行っています。

※多重債務の相談をする場合に準備するもの

借金をした時の契約書、領収書等。債権者の連絡先、債権者ごとのおよその借入残高、収入と資産の概要、多重債務に至った理由等をメモしておくことで相談がスムーズになります。

開設日時：月～金（祝日を除く）10：00～16：00 ※面談は、要予約

<お問い合わせ先> [木更津市消費生活センター](http://www.city.kisarazu.lg.jp) TEL：0438-20-2234

## (6) 生活・経済困窮に関する相談

### 生活困窮者自立相談支援事業

相談支援員が生活の様々な困りごとについて相談に応じます。

生活の課題を整理し、どのような支援が必要か一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、自立の促進のため寄り添いながら支援を行います。

### 家計改善支援事業

滞納や債務、収支のバランス等家計に課題を感じている方の家計の相談に応じます。

家計表やキャッシュフロー表などを用い、家計の現状の把握による気づきや将来に向けて家計を管理することが出来るよう支援を行います。



<お問い合わせ先> 木更津市役所福祉相談課 TEL：0438-23-6716

### 君津ふくしネット（中核地域生活支援センター）

「こども」「高齢者」「障がいのある方」等、対象者を問わない総合相談支援センターとして24時間365日体制で、福祉に関するあらゆる福祉の相談を受け付けています。

ご相談内容によっては、市役所など関係機関と連絡調整を行い、問題の解決を図ります。

■電話相談 24時間受付・年中無休

■外来相談 8:30～17:30まで（要予約・年中無休）

<お問い合わせ先> 君津ふくしネット TEL：0439-27-1482

## (7) 就労に関する相談

### ハローワーク木更津マザーズコーナー

ハローワーク木更津の中にある仕事と子育ての両立をサポートするためのコーナーです。キッズコーナーには、絵本・おもちゃなどが備えられており、ベビーカーの貸し出しもできますので子連れでも安心して利用することができます。担当制による職業相談や保育関連サービス等の必要な情報を提供します。ハローワーク木更津職業相談部門でも相談ができます。

対象：就労していない20歳未満のお子様がいる方

開設時間：月曜～金曜 8:30～17:15（土・日・祝日・年末年始はお休みです）

<お問い合わせ先>

ハローワーク木更津マザーズコーナー TEL：0438-25-0881

ハローワーク木更津職業相談部門 TEL：0438-25-8609(部門コード41#)

### 母子家庭等就業・自立支援センター

就業に関する相談や無料職業紹介等を来所（要予約）、電話、Eメールにより行います。

対象：県内にお住まいの母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の方

開設時間：月曜～金曜 9:30～16:30（土・日・祝日・年末年始はお休みです）

<お問い合わせ先>一般財団法人千葉県母子寡婦福祉連合会

電話：043-225-0608（就業相談専門電話）

メール：chibak-bosi@ce.wakwak.com

所在地：千葉県母子福祉会館千葉市中央区亥鼻 2-10-9

### 千葉県ジョブサポートセンター

就職・転職・再就職の支援をする施設です。出産・育児・介護等により離職し、再び働きたいと考えている女性を対象に再就職やキャリアアップのサポートをしています。

キャリアコンサルタントによる就職相談や、生活に関する個別相談など、一人ひとりの幅広いニーズや課題に応えられるような情報提供とサポートを行います。

対象：千葉県にお住まいの方、千葉県での就業を検討されている方

開設時間：月曜～金曜 9:00～17:00 第1・3・5土曜 10:00～17:00

（最終受付は16:30、第2・4土曜・日・祝日・年末年始はお休みです）

<お問い合わせ先> 千葉県ジョブサポートセンター TEL：043-245-9420

所在地：千葉市中央区新町 3-13 日本生命千葉駅前ビル 3階



## (8) 養育費・面会交流に関する相談

### 養育費相談

**\*要予約**

専門知識を有する弁護士による無料法律相談を行っています。養育費に関して少しでもお悩みのある方はご相談ください。

対 象：県内にお住まいの母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦の方

相談日：毎月第2土曜日 13時から16時、1人40分程度（予約締め切り日は3日前）

<お問い合わせ先> 一般財団法人千葉県母子寡婦福祉連合会 TEL：043-222-5818

### 面会交流支援事業

別居親に子どもを会わせることに同居親が強い不安感を抱いている場合や、父母が顔を合わせられない場合に、面会交流の場の付き添い支援や子どもの受け渡し支援を行います。場所や頻度等条件がありますので、詳しくはお問合せください。

#### ◆対象

- ・子どもが14歳以下であること
- ・同居親と子どもが千葉県内在住であること
- ・離婚時等に面会交流の取決めをしていて、本事業の支援を受けることの同意があること

<お問い合わせ先> 一般財団法人千葉県母子寡婦福祉連合会 TEL：043-222-5818

## (9) 人権相談

### 人権・行政合同相談

**\*要予約**

親子・夫婦・相続などの家庭問題、借家・金銭・雇用などの民事上のトラブル、差別・嫌がらせなど、人権上の問題や悩み事の相談に応じます。

相談は無料で、秘密は守られます。

開設日時：毎週月曜日 13:00～15:00（祝日を除く）1人20分以内。

<お問い合わせ先> 木更津市役所地域共生推進課 TEL：0438-38-3089

## (10) 法律相談

### 法律相談（木更津市地域共生推進課）

**\*要予約**

市民を対象とした「弁護士による無料法律相談」を毎月実施しています。  
民事全般に関する相談にご利用いただけます。相談は無料で、秘密は守られます。  
開設日時：毎月第2・第4木曜日 13:00～17:00（祝日を除く）1人25分以内。

【予約について】

当月分の予約は、月初の平日 8:30 から受付を開始します。窓口・電話でお申込ください。

＜お問い合わせ先＞ 木更津市役所地域共生推進課 TEL：0438-38-3089

### 法律相談（木更津市社会福祉協議会）

**\*要予約**

市民で初期相談の方を対象に法律に関する専門的な相談に弁護士、及び相談員が応じ問題解決の手助けをしています。

開設日：毎月第2月曜日・第3月曜日・第4水曜日（但し、祝祭日並びに8月13日から8月15日・12月28日から12月31日・1月2日から1月4日を除く）

相談時間：13:00～16:00（1人30分程度6名まで）

相談方法：来所（木更津市民総合福祉会館内）

【予約について】

当月分の予約を月初の平日 8:30 から受付を開始します。電話でお申し込みください。

＜お問い合わせ先＞ 木更津市社会福祉協議会 TEL：0438-25-2089

### 法律相談（法テラス〔日本司法支援センター〕）

お問い合わせの内容に応じた法制度や手続き、関係機関の相談窓口をご案内します。また、弁護士・司法書士による法律相談が必要な方が、経済的にお困りの場合には、法テラスの民事法律扶助による無料法律相談をご案内します。

＜お問い合わせ先＞

◆法テラス・サポートダイヤル

TEL：0570-078374（受付時間：平日 9:00～21:00 土曜 9:00～17:00）

◆法テラス千葉

TEL：0570-078315（受付時間：平日 9:00～17:00、土日・祝日及び年末年始を除く）

所在地：千葉市中央区中央4-5-1 Qiball



